

生協名	
-----	--

整理番号	
------	--

生協産直品質保証システム 生協版適正農業規範 青果・団体編 2018年改訂版
--

生産者名	
所属団体名	
作物名	

自己点検点検実施日	年 月 日	点検者	
二者点検点検実施日	年 月 日	点検者	
(内部監査実施日)	年 月 日	監査人	

【基本用語解説】

<この点検表で頻繁に使用している用語は、以下のように定義します>

用語	用語の意味
必須	産直商品の品質と信頼を確保するために、不可欠と考えられる項目。
推奨	産直商品の品質と信頼を確保するために、達成に向けて努力すべき項目。
農産物	生産者が自らの責任で生産し、販売するすべての農業生産物。
管理	常に最善の状態を維持していること。またそのために、定期的に、あるいは必要が生じるたびに必要の手立てをとっていること。
記録	事実の状態や数量を文書に記載すること。あるいは記載した文書。
保管	いつでも簡単に取り出すことができる状態で持っていること。(特に記載がなければ、保管年限は3年以上とする)
更新	常に最新の状態を維持していること。またそのために、定期的に、あるいは必要が生じるたびに見直しをしていること。
識別	あるものとあるものが別のものであることを、誰にでもわかる方法で視覚的に区分けすること。
区分	別のものを誰にでもわかる方法で物理的に区分けすること。

日本生協連 産直事業委員会
生協版適正農業規範 前文

1. 適正農業規範がめざすもの

日本生協連・産直事業委員会は、組合員から信頼され、支持される「たしかな商品」を供給し続けるために、「生協産直品質保証システム」を開発しました。「生協産直品質保証システム」とは、農産物が生産され、組合員に供給されるまでのすべてのプロセスにおいて、期待される品質、安全性、信頼性を確保するための必要な手立てがとられているということを検証し、そのことを保証するためにつくられたシステムです。同時に、この「生協産直品質保証システム」は、生産者、生産者団体が法令を順守し、出荷する農産物の品質と安全性を高め、生産者自身の健康や安全を確保しながら、農業を持続可能なものとしていくためのツールでもあります。

「生協産直品質保証システム」は「適正農業規範」、「適正流通規範」、「適正販売規範」という3つの「規範」によって構成されています。その重要な構成要素のひとつである「適正農業規範」は生協と生産者、生協と生産者団体、生産者と生産者団体とが互いの信頼関係の上に立って、対等、平等の立場で協力しながらすすめていくことなしには成立しない取り組みです。

「生協版適正農業規範」の「めざすもの」は以下の5つの主要な柱に要約されます。

- 法令の遵守
- 農産物の安全性の確保
- 農産物のトレーサビリティ、及び適正な表示の確保
- 環境保全型農業の推進
- 農業者の安全と健康の確保

2. 適正農業規範の活用

「生協産直農産物品質保証システム」において最も重要なことは、適正農業規範に基づいて、生産者、生産者団体自身が自主点検・内部監査を継続して実施することを通じて、自らの農業の実態を把握し、改善点を見つけ出し、自ら主体的に改善活動に取り組んでいくことです。

そのことを前提として、生協は生産者、生産者団体と協力しながら二者点検を実施します。その際生協は、生産者、生産者団体に対し、「生協産直品質保証システム」及び「生協版適正農業規範」の理念と目的を十分に説明し、生産者、生産者団体の理解と納得の上で点検を実施します。

3. 点検にあたっての注意事項

対等・平等で公平な運用

二者点検は、生協と生産者、生産者団体の双方で点検しますが、生協と生産者、生産者団体の協同作業であるという認識が大切であり、ともに農産物の品質向上に努力するという姿勢を堅持しながらすすめます。

守秘義務

適正農業規範の点検者、及び点検者が所属する生協は守秘義務を負います。生協は、適正農業規範の点検作業を通じて生産者の個人情報、栽培技術、管理手法、経営手法などの様々な重要な情報を入手し得ること、及びこれらが守秘義務の対象であることを十分に認識しながら点検をすすめます。

範囲、対象の明確化

「適正農業規範」では、生産者、生産者団体から出荷される「青果物」を対象とします。出荷以降の工程は、「適正流通規範」、もしくは各生協の「QMS(品質管理システム)」で対応します。また、点検の対象とする圃場や施設、記録等は、その生産者、生産者団体が生産する農産物についてのみ、要求します。

4. 生協版適正農業規範の運用

- 1) 生産者は「生産者編」による自己点検を行い、生産者団体は、生産者に対して二者点検(内部監査)を行います。
- 2) 生協と取引がある事務局機能を持たない、個人生産者と小規模な生産者団体は、「生産者編」による自己点検を行い、生協が二者点検を行います。
- 3) 事務局機能を持つ生産者団体は、 の二者点検(内部監査)を実施した上で、「団体編」による自己点検を実施し、生協との二者点検を行います。
- 4) 生協は、「団体編」による二者点検の際に、「生産者編」による団体の内部監査が適切に行われ、持続的な改善活動が有効に実施されていることを検証します。
- 5) 生産者団体として責任を持って生産を行っている圃場については、生産者編による自己点検を生産責任者が行い、二者点検(内部監査)を生産責任者以外の者が行います。

5. 点検にあたっての事前準備

点検の事前準備は、点検を有効かつ円滑に進めるための必須事項です。点検者は、点検日当日までに、次の項目を整理し、書類を準備し、明確な点検方針を立てて点検に望みます。

前回の点検結果と「改善要請書」および、その回答である「改善計画書」
生産者編の自己点検結果と生産者団体による二者点検(内部監査)結果
団体編の自己点検結果
最新の農産物仕様書
過去1年のクレーム・事故の記録

点検実績のある生産者(団体)においては、全項目を点検する必要はなく、予め決めた時間内に、点検方針に基づいて点検をすすめます。

規範巻末に、規範で要求している文書一覧を添付していますので参照してください。

6. その他点検にあたっての留意事項

- 1) 事故が起きたあとの事後対応で重要なことは、トレーサビリティです。トレーサビリティには、追跡(不適合品の排除=特定生産者農産物の出荷先と出荷数量の特定)と遡及(原因の特定=特定生産者農産物の圃場の特定)の双方とも重要です。任意の出荷伝票をもとにして追跡と遡及の双方を被点検者(生産者・生産者団体)に実施していただき、点検を行ってください。
- 2) 「生協版適正農業規範」以外のGAP(GLOBAL.G.A.P・ASIA GAPなどの第三者認証 GAP、農水省のGAPガイドラインに準拠した都道府県GAP等)に取り組んでいる場合は、自己点検、二者点検、三者認証の点検表を確認できれば、重複して点検する必要はありません。ただし、生協独自の規範項目である0章については、必ず点検を行います。
- 3) 規範運用の詳細を、「生協産直品質保証システム・運用マニュアル」に定めています。必ず運用マニュアルを確認し、規範の運用を行ってください。
- 4) 不適切な運用など、お気づきの点があれば、日本生協連産直グループまでご連絡ください。

TEL.03-5778-8075 E-mail.sanchoku@jccu.coop

情報ご提供者に不利益が生じないよう配慮して調査・調整いたします。

規範項目一覧

0. 理念・コンプライアンス	
0-0	生産する農産物は、生協組合員への想いを持って生産、出荷している
0-1	農産物の生産に関わる基本的な法令について理解し、自ら順守しているとともに、生産者に対してそれを周知徹底している
0-2	農産物の生産に関わる基本的な法令に関する最新情報を、全ての生産者に伝えている
0-3	農産物の生産に関わる知的財産を保護している
0-4	生協の組合員、役職員と交流している。または、交流する意思がある
0-5	生協の理念や産直政策、組合員の声を、生産者に周知している
0-6	産直取引をしている品目について、仕様書を作成し取引生協に毎年提出している
0-7	生協との取引に関する文書を作成・保管している
1. 生産者の基礎的データの収集	
1-1	品目別に生産者を特定できる生産者台帳がある
1-2	品目別に各生産者の圃場を特定できる圃場台帳がある
2. 圃場・施設等の管理	
2-1	土壌汚染地域についての情報を収集し、適切に対処している
2-2	水質汚染の危険性のある地域では、水質検査データを取得し、その記録を保管している
2-3	土壌診断の計画を作成し、実施している
2-4	施設、設備台帳を作成し、管理している
2-5	施設は、農産物の集荷、保管、出荷等の作業に伴う安全性を確保するのに必要な機能がある
2-6	団体として管理している農業機械について台帳を作成し、その台帳を管理している
2-7	団体として管理している農機具、農業用の資材、器具、及び運搬用の器具を、清潔に保っている
3. 栽培・収穫の工程管理	
3-1	品目別、栽培方法別の栽培計画を作成し、生産者と共有している
3-2	同一圃場又は、隣接圃場への農薬等の飛散防止対策を行っている
3-3	入出荷計画を作成している
3-4	過去の各生産者の栽培記録を保管し、新たな栽培計画立案の際に活用している
3-5	各生産者の栽培記録を出荷前に点検し、適切な収穫管理を指導している
3-6	団体が購入し、生産者に販売した農薬や肥料の記録(伝票)を作成し、保管している
3-7	定期的に栽培の確認会(部会)を実施し、その記録を作成し、保管している
3-8	農薬残留検査の計画を作成し、実施している
4. 保管・選別・包装・出荷等の工程管理	
4-1	入荷の記録を作成し、保管している
4-2	基準や手順どおりに、検品、選別作業をしている
4-3	出荷基準に基づき出荷している
4-4	表示のある包材等を適切に管理している
4-5	計測機器類を定期的に点検している
4-6	作業場では農産物の入荷から出荷まで農産物の特性にあわせて適切に温度管理している

5. 環境への配慮	
5-1	生産者に対して、使用する農薬・肥料の量を可能な限り減らすことを奨励し、そのための情報提供、指導をおこなっている
5-2	適切に堆肥を製造し、保管にあたっては、適正な場所を確保している
5-3	生物多様性を意識した生産を指導している
5-4	団体自らの、あるいは生産者から回収した廃棄物等は、決められた場所に保管し、処分している
5-5	廃棄物処理業者が明確であり、廃棄物が適正に処理されていることを確認している
5-6	農業用の燃料、オイル等を適切に管理し、エネルギー消費を低減している
6. 作業場における衛生管理	
6-1	衛生管理のための手順書を作成している
6-2	作業場を、整理、整頓、清掃し、衛生的に管理している
6-3	作業場での農産物への汚染や異物混入対策を行っている
6-4	作業者に怪我や病気が発生した場合の対応を決めている
6-5	包装用の資材を衛生的に管理している
6-6	家庭用の殺虫剤、殺鼠剤等を適切に管理している
7. 外部委託工程の管理	
7-1	外部委託先の業務を適切に管理している
8. 組織管理	
8-1	コンプライアンスの体制を整備し、運用している
8-2	商品事故などを含む危機管理体制を整備し、運用している
8-3	品質管理体制を整備し、運用・管理している
8-4	苦情・問い合わせに対応する窓口がある
8-5	生産者からの農産物の生産に関わる相談に対応する窓口がある
8-6	適正農業規範の生産者による自己点検を実施し、団体による内部監査を行っている。
8-7	圃場、作業場等の巡回等により生産者への指導をしている
8-8	従業員の教育、訓練を行っている
9. 労働安全と雇用管理	
9-1	作業者の定期健診を実施している
9-2	作業場の危険な個所、危険を伴う作業を把握し、安全を確保している
9-3	機械、装置、器具等を、適正に使用し、管理を行っている
9-4	事故時の対応策が定められ、必要な備品を備えている
9-5	保険または共済に加入している
9-6	団体が雇用する労働者について、適切な雇用と労務管理を行うとともに、生産者を指導している

0. 理念・コンプライアンス						点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし	
0-0	項目				設定の理由		
必須	生産する農産物は、食べる人への想いを持って生産、出荷している				組合員に「たしかな商品」を届けるという生協産直品質保証システムの目的を相互に確認するため		
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	生産する農産物は、食べる人への想いを持って生産、出荷している						点検を始めるにあたり取り組みの目的を確認する。
0-1	項目				設定の理由		
必須	農産物の生産に関わる基本的な法令について理解し、自ら順守しているとともに、生産者に対してそれを周知徹底している				法令違反を防止するため		
用語解説	・基本的な法令：JAS法、食品衛生法、農薬取締法、肥料取締法、食品表示法、労働基準法						
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	基本的な法令についての生産者からの問い合わせに応える相談窓口を持っている						窓口を確認する。
	基本的な法令に関する最新の情報を持っている						文書を常備している、あるいはインターネット等で法令の入手ができる状態になっている。
0-2	項目				設定の理由		
必須	農産物の生産に関わる基本的な法令に関する最新情報を、全ての生産者に伝えている				農産物の生産に関する法令の改正など最新の情報を適宜生産者に伝えて、法令違反にならないようにするため		
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	農産物の生産に関わる基本的な法令に関する学習会を開催し出欠・開催内容を記録している						記録を確認する。
	欠席者のフォローを実施し、記録している						記録を確認する。

0-3	項目		設定の理由			
必須	農産物の生産に関わる知的財産を保護している		自らの権利を守るとともに、他者の権利を侵害しないため			
用語解説	・知的財産：特許、実用新案、商標、意匠等を指す。農業分野では、登録品種、農法（特許、ビジネスモデル特許、資材、実用新案）、管理システム、配合、商品名（ブランド名称、地域名称含む）、意匠（パッケージデザイン、文字等）を含む。					
	点検項目	自己点検		二者点検	点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検		コメントなど
	農業に関わる自らの知的財産を保護し、他者の権利を侵害しないよう、情報を収集している					登録品種の種苗を譲渡する場合、権利者の承諾を得ている。栄養繁殖植物の中で農林水産省令の例外規定から除外されているものを増殖する場合は、権利者の許諾を得ることが必要。
0-4	項目		設定の理由			
必須	生協の組合員、役職員と交流している。		生産者と組合員・役職員の交流は、生協産直の基本要件の一つであるため			
用語解説	・交流：生産者と生協組合員・役職員が、産地見学・商品学習・産地への支援活動等、多様な活動を通じて相互理解を深める取組みのこと					
	点検項目	自己点検		二者点検	点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検		コメントなど
	交流計画と交流実績の記録がある					年間交流がなかった場合は、今後の交流計画について確認する。
	交流活動の評価と改善を行っている					ヒアリング調査を行う。交流した実績のみでなく、その姿勢を持っていることも確認する。
0-5	項目		設定の理由			
推奨	生協の理念や産直政策、組合員の声を、生産者に周知している		互いにより強固な信頼関係を作り上げて行くため			
	点検項目	自己点検		二者点検	点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検		コメントなど
	取引している生協の理念、産直政策、組合員の声を生産者に伝える場を設けている					生協から毎年最新の資料を入手し、部会等で説明している。
	取引している生協毎に組合員の声を定期的に入手し、商品開発、改善に活かしている。					組合員の声 クレーム多発や是正必要なクレームなどの詳細内容を生協から入手しているか確認する。

0-6	項目				設定の理由	
必須	産直取引をしている品目について、仕様書を作成し取引生協に毎年提出している				仕様書は、「たしかな商品」の基本となる文書であるため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	仕様書は、定期的に更新して最新の状態にしている					文書で確認。栽培サイクルに合わせて定期的に更新し、最新の仕様書があるかを確認する。
	生産者団体が保管している最新の仕様書と同一のものを生協に提出している					生協が受け取った仕様書と確認する。
	使用農薬の期中変更時は出荷生協に確認している					ヒアリング調査をする。
	仕様書の農薬と実際に使用した農薬を確認している					サンプル調査をする。(実際に使用した農薬について、全員、出荷前に点検しているかを確認する)
0-7	項目				設定の理由	
必須	生協との取引に関する文書を作成・保管している				公正な取引を継続するため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	生協と取引基本契約を締結している					生協と直接取引をしていない場合は、中間取引業者との取引契約書があること。
	生協との日々の実際の取引ごとに数量、価格、規格等を確認、記載した、協議会議事録、商談記録等の文書がある					文書を確認する。

1. 生産者の基礎的データの収集 点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

1-1		項目		設定の理由	
必須	品目別に生産者を特定できる生産者台帳がある	生産者を明確にし、トレーサビリティを確保するため			
用語解説	・生産者台帳：生協に出荷する品目について、出荷する可能性のある全ての生産者が記載されたもの。				
	点検項目	自己点検		二者点検	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど
	生産者台帳があり、現況どおりに更新されている				生産者台帳には、生産者名、出荷品目名が明記されていること。
	生産者台帳は、正組合員、准組合員、特別会員、協力会員などがわかるようになっており、会員の基準が明確になっている				文書で確認。(会員基準文書、会員証等)
	新メンバーを加える場合、内部基準等に適合しているか確認している				ヒアリング調査をする。
1-2		項目		設定の理由	
必須	品目別に各生産者の圃場を特定できる圃場台帳がある	生産地、生産者を明確にし、トレーサビリティを確保するため			
用語解説	・圃場台帳：生協に出荷する品目について、出荷する可能性のある全ての圃場が記載されたもの。				
	点検項目	自己点検		二者点検	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど
	圃場台帳があり、現況どおりに更新されている。				圃場台帳には、生産者名、地番、面積、品目が明記されていること。(団体として管理している圃場も含む。)

2. 圃場・施設等の管理						点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし	
2-1	項目				設定の理由		
推奨	土壌汚染地域についての情報を収集し、適切に対処している				土壌汚染地域の近くに圃場があった場合には、その圃場が汚染されていないことを確認するため		
用語解説	・土壌汚染地域：鉛・ベンゼン・テトラクロロエチレン・砒素・カドミウム等の有害物質や放射性物質などで汚染され、自治体などが通知した地域						
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	土壌汚染地域の情報を把握している					文書を確認する。	
	土壌汚染地域に隣接する圃場についての対処計画を持ち、適切に対処している。					ヒアリング調査をする。	
2-2	項目				設定の理由		
必須	水質汚染の危険性のある地域では、水質検査データを取得し、その記録を保管している				水質汚染地域の近くに圃場があった場合には、その圃場が汚染されていないことを確認するため		
用語解説	・水質汚染地域：自治体などから通知された地域。						
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	水質汚染地域の情報を把握している					文書を確認する。	
	通知地域外で水質汚染地域である可能性がある圃場についての対処計画を持ち、適切に対処している。					サンプル調査をする。	
	水源の汚染がわかった場合は改善策を実施している					ヒアリング調査をする。	
2-3	項目				設定の理由		
必須	土壌診断の計画を作成し、実施している				土壌の性質に適した施肥を行ない、環境への負荷を低減するため		
用語解説	・土壌診断：適切な施肥設計、土壌改良を行うために、過剰もしくは不足する土壌の成分、養分を把握すること。						
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	土壌診断の計画を持っている					文書で確認する。	
	土壌診断を実施している					記録を確認する。	

2-4	項目		設定の理由			
推奨	施設、設備台帳を作成し、管理している		農業資材、農業機械、収穫した農産物等をどのように保管しているかを明確にするため			
用語解説	・施設：ここでは、資材置き場、農機具倉庫、乾燥・調製施設、選果場、出荷場、育苗施設、生産用のハウスなど ・設備：施設に備えられている機材、機器(ハウスの加温機等)					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	団体として管理する施設、設備台帳があり、現況どおりに更新されている					施設、設備の名称、用途、地番、面積が記載され、地図があるか確認する。
	地図には周辺情報が記載されている					サンプル調査をする。(異物混入等のリスクがないか確認する。)
2-5	項目		設定の理由			
必須	施設は、農産物の集荷、保管、出荷等の作業に伴う安全性を確保するのに必要な機能がある		農産物の汚染、劣化、異物混入の防止、犯罪等のリスクを低減するため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	施設は、部外者の侵入防止、盗難防止措置が採られている					施錠ができ、適切に施錠されていれば良い。
	各作業場、倉庫の明るさを十分に確保している					各作業場所では、目視検査、記録作成、表示確認などの作業に十分な照度が確保されていることを確認する。
2-6	項目		設定の理由			
推奨	団体として管理している農業機械について台帳を作成し、その台帳を管理している		農業機械の所有、保管状況を知るための基礎的な資料となるため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	団体として管理する農業機械の管理台帳を保持している					管理台帳には、農業機械の名称、用途、購入時期、通常の保管場所が記載されていることを確認する。
	機械台帳は、現況どおりに更新されている					文書を確認する。

2-7	項目		設定の理由			
必須	団体として管理している農機具、農業用の資材、器具、及び運搬用の器具を、清潔に保っている		作業者の農作業時の安全を確保し、農産物、圃場等の汚染、劣化、異物混入等のリスクを低減するため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
点検		コメントなど	点検	コメントなど		
	農機具、農業用の資材、器具、運搬用の器具を清潔に保ち、定位置定数管理をしている					サンプル調査をする。(異物混入等のリスクがないか確認する。)
	農機具や収穫容器等の資材が汚染した場合の洗浄や必要に応じて実施した殺菌消毒の記録を保管している					記録を確認する。

3. 栽培・収穫の工程管理 点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

3-1		項目		設定の理由		
必須	品目別、栽培方法別の栽培計画を作成し、生産者と共有している	計画策定の段階で、食品衛生法、農薬取締法、肥料取締法等に抵触していないことを確認するため				
用語解説	・栽培方法別：JAS有機、特別栽培、慣行栽培等の区分。 ・栽培計画書：農産物の生産活動において、いつ、誰が、何を、どのように、どれだけ(数量)栽培するのかを明確にした文書。形式は問わない。「どのように」とは、農薬の使用計画、肥料の施肥計画を含むものとする。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	栽培計画書がある					圃場等で発生する可能性がある病気、害虫、雑草の防除方法、対策が明記されている確認する。
	栽培計画は、品目、品種毎にその土地に適した品目内容になっている					栽培記録等を参照し、栽培する品目や品種の変更を検討しているかを確認する。
	栽培計画書は、農産物にかかわる基本的な法令を遵守して作成されている					基本的な法令の順守を保証する根拠となる資料を確認する。
	団体が作成する栽培計画書は、各生産者が作成する栽培計画書と整合するものである					サンプル調査をする。
3-2		項目		設定の理由		
必須	同一圃場又は、隣接圃場への農薬等の飛散防止対策を行っている	農薬を使用するとき、同一圃場内の混植した作物や隣接する他の作物に、飛散などによる汚染が起きないようにするため				
用語解説	・混植作物：同一圃場内に異なる農産物を植えていること。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	生産者に、混植圃場を把握し、農薬の飛散を防止するよう指導している					資料を確認する。
	生産者に、隣接圃場の作物を把握し、農薬の飛散を防止するよう指導している					資料を確認する。
	生産者に、農薬散布時の風向、風力、散布機、ノズルの種類、圧力、散布方法などに注意するよう指導している					資料を確認する。
	生産者に、使用する農薬の適用対象、休業期間、剤型を考慮するよう指導している					資料を確認する。

3-3	項目				設定の理由	
必須	入出荷計画を作成している				生産計画策定の段階で、取引先との契約(確認)事項を保証する計画的な生産が行われていることを確認するため	
用語解説	入出荷計画: 所属する生産者からの受入品目、数量、時期、入荷形態、栽培区分、及び取引先への出荷品目、数量、時期、出荷形態、栽培区分を明確にした計画。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	品目別、栽培方法別の入出荷計画を作成している					文書を確認する。
3-4	項目				設定の理由	
推奨	過去の各生産者の栽培記録を保管し、新たな栽培計画立案の際に活用している				過去に使用された残留性の高い農薬等の使用実態、化成肥料の投入量等を把握し、汚染リスクを低減するため。	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	生産者から集めた栽培記録を参考に、次作の計画が適正であることを点検している					ヒヤリング調査をする。
3-5	項目				設定の理由	
必須	各生産者の栽培記録を出荷前に点検し、適切な収穫管理を指導している				品質や安全性の確保、収穫量の安定的な確保のため	
用語解説	<ul style="list-style-type: none"> 栽培記録: 問題が発生した際に原因の特定、対象範囲の特定に確実に対応できるもの。形式は問わない。 適切な収穫管理の指導: 栽培記録、天候状況、外気温、積算温度、サンプル収穫点検結果などをもとにして、適期適時収穫、収穫後から出荷までの温度管理等を生産者に適切に指導すること 栽培記録点検手順書: 対象品目別に、いつ、誰が、どのように栽培計画書と栽培記録を照合し点検するかを記載したもの。 					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	「栽培記録点検手順書」がある					サンプル調査をする。(出荷前に全生産者を点検する手順になっているかを確認する。)
	で定めたルールに基づいた栽培記録の点検記録がある					対象となる生産者の栽培記録がすべて揃っていること。手順どおりに点検されているかを確認する。
	品種、品目毎に、栽培記録等をもとに、適切な収穫管理を指導している					サンプル調査をする。(適期・適時収穫、適正な温度管理等の確認をする。)

3-6	項目		設定の理由			
必須	団体が購入し、生産者に販売した農薬や肥料の記録(伝票)を作成し、保管している		農薬や肥料を適切に使用し、法令違反を防止するため			
	点検項目		自己点検		二者点検	
			点検	コメントなど	点検	コメントなど
	団体が購入した農薬、肥料等の記録あるいは伝票を持っている					サンプル調査をする。
	団体が販売した農薬、肥料等の記録あるいは伝票を持っている					サンプル調査をする。
3-7	項目		設定の理由			
推奨	定期的に栽培の確認会(部会)を実施し、その記録を作成し、保管している		生産技術の向上、農薬や肥料・堆肥の適正使用のための情報交換や交流等を推進するため			
	用語解説 ・確認会(部会):この項目では、栽培計画の交流や指導、生育状況の確認や変更、農業技術の交流や指導、収穫量の予測などのために開催される会議のこと。					
	点検項目		自己点検		二者点検	
			点検	コメントなど	点検	コメントなど
	栽培状況の確認のために定期的に、栽培の確認会を実施している					栽培確認会の資料を確認する。
	の記録を作成し、保管している					記録を確認する。
3-8	項目		設定の理由			
推奨	農薬残留検査の計画を作成し、実施している		農産物の安全性を確保し法令を順守するとともに、環境を保全するため			
	点検項目		自己点検		二者点検	
			点検	コメントなど	点検	コメントなど
	農薬残留のモニタリング検査の計画を持っている					文書を確認する。
	農薬残留のモニタリング検査を実施している					記録を確認する。

4. 保管・選別・包装・出荷等の工程					点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし	
4-1	項目			設定の理由		
必須	入荷の記録を作成し、保管している			入荷された農産物の生産者名や品目、数量などを明らかにするため		
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	入荷の記録を持っている					入荷記録には、生産者名、品目、数量、入荷日、等級、栽培区分が明記されていること。
4-2	項目			設定の理由		
必須	基準や手順どおりに、検品、選別作業をしている			入荷される農産物の品質・数量・規格などのムラをなくするため		
用語解説	・入荷検品基準：農産物の入荷受け入れ時の品質（産地、品質、規格（量目、本数）、等級、栽培区分、包材、表示等）の基準を定めたもの ・選別基準：受け入れた農産物の商品化の際の品質（産地・品質・規格・等級、栽培区分・包材・表示等）の選別の基準を定めたもの					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	検品基準書がある					産地、品質、規格（量目、本数）、等級、栽培区分、包材、表示が明記されていること。
	検品手順書がある					いつ、誰が、どのように検品するかが記載されていることを確認する。
	手順どおりに検品を行い、記録している					記録を確認する。
	選別基準書がある					産地、品質、規格（量目、本数）、等級、栽培区分、包材、表示が明記されていること。
	選別手順書がある					文書を確認する。
	選別結果が記録されている					記録を確認する。
	不適合品を正規品と区分し、管理している					ヒヤリング調査をする。

4-3	項目		設定の理由			
必須	出荷基準に基づき出荷している		出荷する農産物の品質・数量・規格などを確かなものとするため			
用語解説	・出荷基準：選別基準により選別され、商品化された農産物をどのように出荷するかを定めたもの					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	出荷基準書がある					出荷基準には、品質、規格、等級、栽培区分、包材/表示、量目・本数、荷姿が明記されている。
	出荷の手順が定められている					いつ、誰が、どのように検品し、出荷作業を行うか、が記載されていることを確認する。
	品目毎に、出荷限界日数が決められている					貯蔵保管しない品目で、在庫する場合の日数を決めて管理しているか確認する。
	出荷記録がある					出荷記録と入荷記録の数量が合うかサンプル点検する 出荷作業の作業員や責任者が明確か確認する。
	在庫品は、品目ごとに適切な管理手順があり、記録され、管理されている					高鮮度品は在庫しない。在庫品の温度管理基準があり記録されているなど、品目毎に適切な手順を作って管理しているかを確認する。
4-4	項目		設定の理由			
必須	表示のある包材等を適切に管理している		誤表示を防止するため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	表示のある包材、シール、カード、箱等の表示は適正である					産地名については、生産者が複数の都道府県にまたがる場合に適正に表示しているかを確認する。
	表示のある包材、シール、カード、箱等は、整理・整頓されている					ヒヤリング調査をする。

4-5	項目		設定の理由			
必須	計測機器類を定期的に点検している		正確な計量作業がおこなわれ、誤表示を防止するため			
用語解説	計測機器類: 計量器、温度計、糖度計などの農産物の品質を計測する機器類 計量器の点検: 標準分銅を活用し自ら行うか、計量士の検査を受ける					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	計量器を定期的に点検している					温度計や糖度計等の必要な計測機器類についても定期的に点検することが望ましい。
	計量器のゼロ点、風袋引き数値が正確に行われている					サンプル調査をする。
	計量器以外の使用している計測機器類を定期的に点検している					サンプル調査をする。
4-6	項目		設定の理由			
必須	作業場では農産物の入荷から出荷まで農産物の特性にあわせて適切に温度管理している		農産物の品質の劣化を防ぎ、安全性を保つため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	農産物の特性にあわせて、品質を保つための最適な温度が決められている					文書を確認する。
	作業場では農産物の入荷から出荷まで、農産物の特性にあわせて適切に温度管理している					サンプル調査をする。

5. 環境への配慮						点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし	
5-1	項目				設定の理由		
必須	生産者に対して、使用する農薬・肥料の量を可能な限り減らすことを奨励し、そのための情報提供、指導をおこなっている				環境と調和のとれた農業生産を実施し、農産物及び周辺環境への汚染リスクを低減するため		
用語解説	・情報提供、指導：土壌診断に基づく肥料の適正使用、病虫害を耕種的、物理的、生物的に防除する方法等に関する最新の情報を常に提供し、指導していること。						
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	農薬や化学肥料の使用を低減するための様々な情報を収集し、生産者に伝えている					発生予察情報の提供も含む。資料を確認する。	
	圃場周辺の環境整備等による害虫や病気の発生抑制等の指導をしている					資料を確認する。	
5-2	項目				設定の理由		
必須	適切に堆肥を製造し、保管にあたっては、適正な場所を確保している				堆肥の製造による土壌や河川の汚染を防止し、環境を保全するため		
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	適切に堆肥の品質改良、製造を行っている					関連する法令を遵守していること、雑草種子や病原菌の殺滅処理をしていることを確認する。	
	堆肥の保管にあたっては、周辺を汚染しないように管理をしている					堆肥の飛散、流出の可能性がないことを確認する。	
5-3	項目				設定の理由		
推奨	生物多様性を意識した生産を指導している				農業生産により地域の生物多様性を損なわないため		
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	農場・農場周辺に生息する動植物を把握する活動を進めている					資料を確認する。(いきもの調査の記録など)	

5-4	項目				設定の理由	
必須	団体自らの、あるいは生産者から回収した廃棄物等は、決められた場所に保管し、処分している				破材や廃棄物の飛散や不法投棄による環境破壊を防ぐため	
用語解説	・適正な処理: 一般家庭ゴミ、産業廃棄物の指定された処分方法通りに処分されていること。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	団体自らの、あるいは生産者から回収した廃棄物は環境を汚染しない決められた場所に保管している					保管場所が特定できれば良い。
	団体自らの、あるいは生産者から回収した廃棄物を、法令や決められた方法に基づき適切に処分している					自治体の指示に従い処分を行い、不適切な焼却を行っていないことを確認する。
5-5	項目				設定の理由	
必須	廃棄物処理業者が明確であり、廃棄物が適正に処理されていることを確認している				廃棄物の不法投棄が起きないようにするため	
用語解説	廃棄物処理業者: 法律で定められた要件を満たす事業者。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	事業ゴミ、産業ゴミとして処分する廃棄物をリストにして保持している					文書を確認する。
	廃棄物ごとに処理に当る事業者が特定できる					サンプル調査をする。
	事業者が適切に処分したことを、マニフェストの回収を活用して確認している					サンプル調査をする。
5-6	項目				設定の理由	
必須	農業用の燃料、オイル等を適切に管理し、エネルギー消費を低減している				エネルギー消費を軽減し環境負荷を減少させるとともに、油漏れや液漏れなどの土壌汚染が起らないようにするため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	施設・機械等を適切に使用して、不必要・非効率なエネルギー消費を低減している					不必要な照明の消灯、機械、器具の適切な点検・整備等を行っているか確認する。

6. 作業場における衛生管理 点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

6-1		項目		設定の理由	
必須	衛生管理のための手順書を作成している			衛生管理を徹底し、収穫物の汚染を防止し、法令違反を防ぐため	
用語解説	・衛生管理のための手順書：施設、設備及び機械、器具類の衛生管理、従業員の衛生管理などに関して、その運用(どこで、何を、誰が、なぜ、いつ、どのように)を定めた手順書のこと				
	点検項目	自己点検		二者点検	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど
	農産物の衛生状態を確保するための手順書を作成している				文書を確認する。
6-2		項目		設定の理由	
必須	作業場を、整理、整頓、清掃し、衛生的に管理している			農産物の集荷・選果や加工、保管などの過程での異物混入や汚染を防止するため	
用語解説	・作業場：集荷場、選果場、倉庫等を指す。 ・整理：要るものと要らないものの区別を行い、要らないものを処分すること。 ・整頓：要るものの置く場所と置き方を決めて、名札をつけること。 ・清掃：ゴミやホコリが無いように掃除をすること。				
	点検項目	自己点検		二者点検	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど
	作業場の整理・整頓・清掃をしている				サンプル調査をする。
	作業場と隔離された手足の洗い場がある				手足の洗い場の近接場所で、農産物の取扱い、包材の保管が行われていない。
	作業中に行ける場所にトイレがある				サンプル調査をする。
	トイレには、手洗い場があり、衛生用の備品がある				衛生用の備品(消毒剤、石鹼など)が備えられ、使用できる。
	トイレを清掃し、害虫の発生源とならないように、殺虫処理を行っている				ハエ、ウジなど不快害虫が発生していない。
	農産物の水洗い場は作業場と区分している				サンプル調査をする。

6-3	項目		設定の理由			
必須	作業場での農産物への汚染や異物混入対策を行っている		農産物への汚染や異物混入を防止するため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	作業者は作業の際、帽子、手袋、清潔な服装を着用している					異物混入が発生しないよう、配慮された服装を決めていること。
	作業者の症状から感染症が疑われる場合、可食部に直接触れる作業をさせていない					ヒヤリング調査をする。(特に、生食する青果物の取扱いについて、感染症のリスクを認識しているか確認する。)
	作業者の持ち込み品を制限している					ヒヤリング調査をする。
	部外者の立ち入りを制限している					ヒヤリング調査をする。
	ペットを作業場に入れていない					ヒヤリング調査をする。
	全ての害虫、および野生動物に対する侵入防止対策が立てられている					施設に害虫や野生動物等が侵入しないための具体的な手立が確実におこなわれていることを確認する。
喫煙場所と作業場、資材置き場は異なる場所に設置されている					喫煙場所が固定的に設置され、表示されている。	
6-4	項目		設定の理由			
推奨	作業者に怪我や病気が発生した場合の対応を決めている		作業者の安全を確保するとともに、収穫物の安全を確保するため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
作業者の健康状態を作業日ごとに確認している					ヒヤリング調査をする。	
作業者が病気がかかったり、怪我をした場合の対応手順を決めている					文書を確認する。	

6-5	項目		設定の理由			
必須	包装用の資材を衛生的に管理している		農産物への異物混入や汚染を防止するため			
用語解説	・包装用の資材: 梱包用の段ボール、ネット、緩衝用資材、袋、フィルム等。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	包装用の資材は、汚染や異物混入を防げる状態で整理、整頓されている					
	使用前に、包装用の資材の衛生状態を確認している					ヒヤリング調査をする。
	長期間使用していない包装用の資材は、適切に処分されている					ヒヤリング調査をする。
6-6	項目		設定の理由			
必須	家庭用の殺虫剤、殺鼠剤等を適切に管理している		家庭用殺虫剤・殺鼠剤などの薬剤が農産物を汚染をしないようにするため			
用語解説	・家庭用の殺虫剤、殺鼠剤等: 家庭用に製造された噴霧型、蒸散型の殺虫剤(蚊取線香も含む)、忌避剤等					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	家庭用の殺虫剤、殺鼠剤等を使用する際、農産物、作業場、設備を汚染しないように管理している					汚染リスクを認識し、適切に管理しているかを確認する。

7. 外部委託工程の管理

点検欄凡例： 十分、× 不十分、- 該当なし

7-1	項目	設定の理由				
必須	外部委託先の業務を適切に管理している	確かな商品を提供するためには、外部委託作業の管理が重要なため				
用語解説	契約書：以下の内容を含む文書 外部委託先の名称、所在地、連絡先及び代表者名、 外部委託する業務及び業務に関する食品安全のルール、 について生産者団体が定めたルールに従うことの合意、 契約違反の場合の措置に関する合意					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	入荷から出荷までの作業のいずれかにおいて作業を外注している場合には、外部委託先と契約書を締結している					文書を確認する。
	外部委託先の点検を年1回実施し、記録している。					点検結果、是正報告などを確認する。
	配送を委託している場合には、配送委託先と契約書を締結している					文書を確認する。

8. 組織管理						点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし	
8-1	項目				設定の理由		
推奨	コンプライアンスの体制を整備し、運用している				コンプライアンスの取り組みは、食品安全・労務管理・環境保全にとって重要であるため。		
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	コンプライアンスの体制を整備し、運用している					文書で確認する。	
8-2	項目				設定の理由		
必須	商品事故などを含む危機管理体制を整備し、運用している				組織的な危機管理対応を適切に推進していくため		
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	商品事故対応を含む危機管理体制及び手順を記載した文書があり、生産者に周知している					ヒアリング調査と文書で確認する。(手順には、連絡網が定められ、生産者に周知していること)	
	商品事故対応を含む危機管理対応を記録した文書がある					文書で確認する。	
8-3	項目				設定の理由		
必須	品質管理体制を整備し、運用・管理している				青果物の品質や安全性を組織的に保証するため		
用語解説	・品質管理：品質と表示を管理対象とする。						
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	品質に関して、管理すべき事項を明確にし、管理する部署と人を適切に配置している					文書(規定、体制図など)を確認する。	
	品質管理体制及び品質管理の手順を記載した文書がある					文書を確認する。	
	手順に基づき運用管理している					記録を確認する。	

8-4	項目				設定の理由	
必須	苦情・問い合わせに対応する窓口がある				苦情・問い合わせへの対応力を強化し、品質の向上に役立てるため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	苦情・問い合わせに対応する部局と責任者が決められている					文書を確認する。
	苦情・問い合わせ対応の手順を定めている					文書を確認する。
	苦情・問い合わせを記録している					二者点検の際には、サンプル調査を実施する。
	苦情・問い合わせを品質向上に活用している					事例を確認する。
8-5	項目				設定の理由	
必須	生産者からの農産物の生産に関わる相談に対応する窓口がある				生産者の農産物の生産を支援するため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	生産者からの農産物の生産に関わる相談に対応する窓口がある					ヒヤリング調査をする。
8-6	項目				設定の理由	
必須	適正農業規範の生産者による自己点検を実施し、団体による内部監査を行っている。				生産者の自己点検の推進と団体の内部監査によって、農産物の品質向上をめざすため	
用語解説	・適正農業規範:ここでは、日本生協連「適正農業規範」と第三者認証GAP、および、農水省が定めた「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPのことを指す ・内部監査:生産者が行う自己点検結果について生産者団体が二者点検を行い、相互に課題を確認する取り組みのこと					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	生産者全員に、適正農業規範の自己点検を指導している					ヒヤリング調査を行い、記録を確認する。(今後推進するか、方向性も確認する。)
	生産者の自己点検結果について内部監査を行い、不適合だった項目を改善している					ヒヤリング調査を行い、記録を確認する。(点検結果と改善活動の記録を確認する。)
	生産者団体が自己点検を実施し、二者点検や第三者認証の審査時に指摘された不適合だった項目を改善している					適正農業規範の生産者団体の点検項目の自己点検の記録と二者点検、第三者認証の審査時の不適合項目と改善の記録を確認する。

8-7	項目		設定の理由			
推奨	圃場、作業場等の巡回等により生産者への指導をしている		圃場、作業場等の巡回による指導によって、農産物の品質向上をめざすため			
用語解説	圃場、作業場等の巡回：圃場、作業場、資材置場等、生産者の農産物生産現場を、見回りながらチェックし、生産者と話し合うこと。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	農産物の品質、安全性の点検、指導のために圃場、作業場等の巡回を行っている					ヒヤリング調査をする。
	巡回の結果を記録している					日報、メモなどがあれば良い。
8-8	項目		設定の理由			
必須	従業員の教育、訓練を行っている		運営、管理、作業の水準を維持向上するため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	各種の運営、管理、作業の基準、手順についての教育、訓練を行い記録している					記録を確認する。

9. 労働安全と雇用管理

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

9-1		項目		設定の理由			
必須	作業者の定期健診を実施している			作業者の健康を維持するため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	定期健診受診の記録がある					サンプル調査をする。	
	臨時の作業者にも健康診断の受診を勧めている					ヒヤリング調査をする。	
9-2		項目		設定の理由			
必須	作業場の危険な箇所、危険を伴う作業を把握し、安全を確保している			作業環境の危険箇所を改善し作業者の安全を確保するため			
	用語解説	・従事者の制限：酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限、高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮、未熟な農作業者に対する熟練者による指導など ・安全に作業を行うための服装や保護具：転落・転倒事故の危険性が高い箇所でのヘルメットの着用、高所作業での命綱の使用、障害防止のための安全靴、保護手袋の着用など ・危険を伴う作業：機械作業、高所作業、農薬散布作業など					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	作業場の危険な箇所、危険な作業を確認している					ヒヤリング調査をする。	
	危険箇所、危険作業の危険を軽減するよう取組んでいる					サンプル調査をする。	
	適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者を制限している					ヒヤリング調査をする。	
	安全に作業を行うための服装や保護具を着用し適切に保管している					ヒヤリング調査をする。(農薬使用の際の防護措置も含む。)	

9-3	項目				設定の理由	
必須	機械、装置、器具等を、適正に使用し、管理を行っている				農作業事故の発生リスクを低減するため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	機械、装置、器具等は、使用前に安全装置を確認して使用している					ヒヤリング調査をする。
	機械、装置、器具等は、取扱い説明書などに従い、適正に使用している					過積載など、取扱い基準を超えて使用していないことを確認する。
	機械、装置、器具等は、使用後は適切に整備し、保管している					ヒヤリング調査をする。
9-4	項目				設定の理由	
推奨	事故時の対応策が定められ、必要な備品を備えている				事故が生じた際に、適切に対応するため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	事故時の緊急対応が定められている					連絡網が整備され、全作業者に周知されていること。
	事故時の応急手当の備品を備えている					最低限の救急用具を備えていれば良い。
	農薬暴露時の応急手当の備品を備えている					基本的に、流水洗浄が可能なように準備してあれば良い。
9-5	項目				設定の理由	
必須	保険または共済に加入している				農業生産の継続、生活の維持のため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	作業者は労働災害保険に加入している					ヒヤリング調査をする。
	事故等により機械等が破損した場合に備え、損害保険等に加入している					ヒヤリング調査をする。

9-6	項目	設定の理由				
必須	団体が雇用する労働者について、適切な雇用と労務管理を行うとともに、生産者を指導している	労働者の権利、雇用に関する法律を遵守し、安定的、持続的な生産を行うため				
用語解説	<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件:日本の場合、「労働条件明示書(雇用契約書・就業規則と併用可)」で下記の事項の明示は必須 ・労働契約の期間 ・期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 ・就業の場所、従事する業務の内容 ・就業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項 ・賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締め切り・支払いの時期に関する事項 ・退職に関する事項(解雇の事由を含む) 外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示す その他、使用者が定める場合には、例えば賃金から控除する内容(食費、作業用品等)、昇給に関する事項を明記する					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
	労働者の名簿がある	点検	コメントなど	点検	コメントなど	名簿には少なくとも氏名・生年月日・住所・雇入れの年月日が記載されている。個人情報には守秘義務を遵守して管理している。
	外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることを確認している					外国人技能実習生も1年目から労働者となる。外国人労働者は、在留カード等により就労可能であることを確認してから労働者として採用する。
	労働者に対し、就労前に労働条件を文書で示している					用語解説を参照。
	使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全について意見を交換し、実施内容を記録している					休憩の取り方、作業場の照明の明るさ、メンタルヘルスへの配慮などについて話し合っているか確認する。
	生産者が適切な雇用管理ができるように、指導援助している					ヒアリング調査をする。

【参考資料】 適正農業規範で要求している文書一覧

*区分の は、必須規範項目の点検項目で要求している文書

文書名	区分	規範番号
基本的な法令についての最新の情報		0-1
関連法令の学習会・広報などの資料と参加記録		0-2
生協との交流の計画 / 記録書		0-4
取引先生協の産直政策文書		0-5
取引先生協の組合員の声		0-5
商品仕様書とその提出記録		0-6
生協との取引契約書、仕様に関する商談記録		0-7
出荷品目ごとの生産者台帳・圃場台帳		1-1 、 1-2 、 2-1
土壌や水質汚染に関する自治体からの文書		2-1
土壌や水質汚染に関する自治体からの文書		2-2
土壌診断の計画 / 実施記録		2-3
団体所有の施設、設備 / 機械の台帳（保守管理の記録を含む）		2-4 、 2-6
団体管理の農機具、資材、器具の保守管理記録		2-7
栽培計画書（生産者単位）		3-1
生産者に課す農薬散布基準		3-2
入出荷計画書（実績の記録含む。生産者単位）		3-3 、 4-1
各生産者の過去の栽培記録		3-4
栽培記録手順書、点検記録		3-5
農薬・肥料の購入・販売記録		3-6
栽培確認会や栽培技術指導の記録		3-7 、 5-1
農薬残留検査の計画、農薬残留検査実施記録		3-8
入荷記録		4-1
検品基準書 / 手順書、検品記録		4-2
選別基準書 / 手順書、選別記録		4-2
出荷基準書 / 手順書、出荷記録		4-3
表示のある包材・ラベルの管理台帳		4-4
計測機器類の点検記録		4-5
温度管理必要箇所の温度設定		4-6
廃棄物とその処理業者のリスト		5-5
廃棄物処理のマニュアル		5-5
作業場の衛生管理手順書		6-1 、 6-2 、 6-3 、 6-4 、 6-5 、 6-6
作業者の健康状態の記録		6-3 、 6-4
外注 / 委託契約書		7-1
コンプライアンス手順書		8-1
事故対応手順書、事故対応記録		8-2
品質管理手順書、品質事故対応記録		8-3
問合せ対応手順書、問合せ対応記録		8-4
内部監査、自己点検、二者点検の記録		8-6
常勤作業者の検診（受診）記録		9-1
臨時作業者の検診（受診）記録		9-1
作業場の危険な箇所が記載された書類		9-2
機械・装置・器具等の使用上の注意事項が記載された書類		9-3
労働災害 / 損害保険等の保険証		9-5
労働者の名簿		9-6
労働条件明示書（雇用契約書・就業規則と併用可、外国人の場合は、理解できる言語で書かれていること）		9-6
労働者との意見交換記録		9-6

印の記録は、栽培記録との統合可。収穫・保管・出荷は別の記録として統合可。